

社会福祉法人ぶる一む職員研修助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人ぶる一む（以下「法人」という。）の職員が受講する資格取得等のために必要な研修会等に係る経費の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、現に法人と雇用契約を締結している者で、契約期間が連続して1年以上継続している者を言う。

2 この要綱において「研修会等」とは、原則として、国または地方公共団体、学校法人（大学、短大、高校、専門学校など）、社会福祉法人などが開催する、障がい福祉サービスに係る研修会、講習会、勉強会、説明会、報告会等を言う。

(対象となる職員及び研修会等)

第3条 助成の対象となる職員及び研修会等は、法人の業務との関わり、人材育成、法人における必要性などを総合的に勘案し、理事長が決定する。

(助成の対象及び助成金の額)

第4条 助成の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研修会等の参加費（負担金、受講料）、交通費及び宿泊費
- (2) 研修会等と合わせて実施される懇親会等（理事長が参加の必要性を認め たものに限る）の会費、参加費

2 助成金の額は、前項に掲げる対象経費の全額とする。

(助成の申請及び決定)

第5条 助成を受けようとする職員は、研修等の申し込みを行う前に、「研修等助成申請書（別紙1）」により、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合、速やかに助成の可・否を決定し、その結果を「研修等助成可・否決定通知書（別紙2）」により、当該申請者に通知するものとする。

(報告等)

第6条 助成を受けた者は、当該研修等の概要、結果、意見、感想および経費

の精算等について、研修等の終了後2週間以内に理事長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 理事長は、助成の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により当該助成の決定を受けたと認めた場合は、当該助成の決定を取り消すとともに、既に助成金を交付または直接支払いを行っている場合は、当該決定を受けた者に、当該助成金を返還させるものとする。

2 助成を受けた者は、当該助成を受けた時から3年以内に自身の都合により法人を退職した場合は、当該助成相当額を法人に返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(別紙1)

年 月 日

【研修等助成申請書】

社会福祉法人ぶる一む
理事長 野田 幸子 様

申請者氏名 _____

私は、研修等助成の提要を受けたいので、次のとおり申請します。

研修等の名称	
研修等の主催者	
研修等の期間	年 月 日 ~ 月 日
研修等の内容 または取得できる資格	
経費	・受講料： ・交通費： ・宿泊費： ・その他：
管理者の意見	管理者 _____

※受講案内等、研修等の内容及び経費などが分かる書類を添付

(別紙2)

年 月 日

【研修等助成可・否決定通知書】

様

社会福祉法人ぶるーむ
理事長 野田 幸子

年 月 日付けで申請のあった「研修等助成」については、
次のとおり決定したので通知します。

研修等の名称	
研修等の主催者	
研修等の期間	年 月 日～ 月 日
助成の可・否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 「否」の理由：
経費	・受講料： ・交通費： ・宿泊費： ・その他：